

新潟食料農業大学大学院学則（案）

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、生命、環境、社会に関する科学を基盤とした食と農に係る学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、地域と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果については本大学院の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検及び評価並びに検証に関する事項は、別に定める。

（情報の提供）

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組織

（研究科）

第4条 本大学院に、次の研究科を置く。

食料産業学研究科

2 前項の研究科に置く専攻、課程及びその収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
食料産業学研究科	食料産業学専攻	修士課程	6人	12人
		博士後期課程	2人	6人

3 本研究科及び専攻の目的は、別表1のとおりとする。

（標準修業年限）

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、第18条第5項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

(在学期間)

第6条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、長期履修生の在学期間については、別に定める。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、長期履修生の在学期間については、別に定める。

第3節 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第7条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると大学院総務会が認める本大学専任教員をこれに充てる。

2 各授業科目の担当について、特に必要があると認められる場合は、兼任教員または兼任教員をもってこれに充てることできる。

(大学院総務会)

第8条 本大学院に、大学院総務会を置く。

2 大学院総務会は、本大学院全体の重要事項についての審議機関であり、学長、研究科長、専攻長、領域長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 学長は本大学院の校務について最終決定権を有す。

4 大学院総務会の委員長は学長とする。

5 大学院総務会には、委員長を補佐するための副委員長を置くことができる。

6 その他必要な事項は、別に定める。

(大学院総務会の審議事項)

第8条の2 大学院総務会は、大学院全般に係わる次の重要事項について審議する。

(1) 教育研究環境の整備に関すること

(2) 大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関すること

(3) 教育職員人事に関すること

(4) 学生の定員に関すること

(5) 学生の生活、身分に関すること

(6) 理事会が諮問する事項に関すること

(7) 学長または研究科長が諮問する事項に関すること

(8) 教育研究に関すること

(9) その他大学院の運営に関すること

2 その他必要な事項は、別に定める。

(研究科教授会)

第9条 本大学院に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、研究科長及び大学院担当の専任教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 3 研究科教授会の委員長は研究科長とする。
- 4 研究科教授会には、委員長を補佐するための副委員長を置くことができる。

(研究科教授会の審議事項)

第10条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議した結果を、学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事
 - (2) 学位の授与に関する事
 - (3) 学位論文の審査に関する事項
 - (4) 教育・研究の基本方針に関する事
 - (5) 教育課程及び履修方針に関する事
 - (6) 学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関する事
 - (7) 授業科目の編成、担当及び試験に関する事
- 2 研究科教授会は、第10条第1項に規定するもののほか、学長、研究科長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議する。
 - 3 研究科教授会は、前項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるることができる。
 - 4 その他必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 前条の学年は、原則として次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 春季休業

2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 大学院通則

第1節 教育方法及び履修方法

(教育方法)

第14条 本大学院の教育方法は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目等)

第15条 授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(単位の計算方法・メディアを利用した授業)

第16条 授業科目の単位の計算方法及びメディアを利用した授業については、大学学則第23条及び第25条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条 教育内容等の改善のための組織的な研修等については、大学学則第24条の規定を準用する。

(履修方法)

第18条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文について審査を受けなければならない。また、博士後期課程にあつては18単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文について審査を受けなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択にあたって、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

3 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について、研究科教授会の議を経て15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科

目の履修により修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会の議を経て本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。ただし、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて20単位を越えないものとする。

- 5 別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第5条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科教授会の議を経て学長はその計画的な履修を認めることができる。

（単位の授与）

第19条 授業科目を履修し、かつ、学期末または学年末に行う試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（成績）

第20条 授業科目の試験の成績は、A+・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

（論文審査）

第21条 学位論文の審査は、研究科教授会の定める審査委員によって行うものとする。

（修了要件）

第22条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。

- 2 博士後期課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第23条 本大学院の修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

- 2 学位に付与する専攻分野の名称は次のとおりとする。

食料産業学専攻 修士課程 修士（食料産業学）

食料産業学専攻 博士後期課程 博士（食料産業学）

第2節 入学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと研究科教授会が認めた者
- (9) 研究科教授会が実施する入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

(入学志願)

第26条 本大学院への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第27条 入学者の選考は学力試験、その他の方法によりこれを行う。

(入学手続)

第28条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める学費を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第29条 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、選考の上、研究科教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 転入学した者の在学年数は、転入学前の在学年数を通算して、第6条に規定する在学期間を超えることはできない。

(再入学)

第30条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、研究科教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 再入学した者の在学年数は、再入学前の在学年数を通算して、第6条に規定する在学期間を超えることはできない。

第3節 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第31条 疾病その他の事由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第33条 他の大学院へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は1年を限度とし、修業年限に含めることができる。

3 第18条第3項に定める他大学院における授業科目の履修等の規定は、外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、研究科教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第6条に定める在学年限を超えた者

(3) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡または長期間にわたり行方不明の者

第4節 賞罰

(表彰)

第37条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第38条 本大学院学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第5節 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第39条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第40条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科教授会の議を経て学長が科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第41条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、研究科教授会の議を経て学長が聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

(規程)

第43条 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第6節 学費及びその他の費用

(学費)

第44条 学費は、入学金、授業料、及び施設設備金とし、その額は別表3のとおりとする。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(手数料)

第45条 検定料及びその他の手数料は、別に定める。

(納付した学費等)

第46条 すでに納入した学費及びその他の費用等は、返還しない。

第7節 奨学制度

(奨学制度)

第47条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、大学院総務会の議を経て理事会が定める。

第3章 その他

(改正)

第48条 本学則及び本学における規程等は、合理的に必要な場合に改正することができる。

2 改正後の学則及び規程等は、法令が定めるところにより個別の同意の如何にかかわらず効力

を生じる。

- 3 本学則の改正は、大学院総務会の議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、大学院総務会の議を経て理事会が決定する。

(諸規程の準用)

第49条 本学則に定めるほか、大学学則及びその他の諸規程を準用する。

(施行細則その他)

第50条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

本研究科の目的

食料産業学研究科 食料産業学専攻 修士課程

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成する。

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。

別表 2 (第 15 条関係)

授業科目及び単位数

食料産業学研究科 食料産業学専攻 修士課程

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・ 実習	
共通科目	食料産業学特論	1 前	2			○			
	食料産業学演習	1 後	2				○		
	小計 (2 科目)	—	4	0	0	—			
専門科目	アグリ領域	環境微生物学特論	1 前		2		○		
		スマート園芸学特論	1 前		2		○		
		環境保全型土壌管理学特論	1 後		2		○		
		総合的農地生物管理学特論	1 後		2		○		
		作物栽培学特論	1 後		2		○		
		農業生物学特論	1 後		2		○		
		小計 (6 科目)	—	0	12	0	—		
	フード領域	食品化学特論	1 前		2		○		
		食品プロセス学特論	1 前		2		○		
		食品微生物学特論	1 前		2		○		
		食品機能学特論	1 後		2		○		
		食品安全環境学特論	1 後		2		○		
		発酵醸造学特論	1 後		2		○		
		小計 (6 科目)	—	0	12	0	—		
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論 I	1 前		2		○		
		食料産業ビジネス特論 II	1 後		2		○		
		地域イノベーション特論 I	1 前		2		○		
		地域イノベーション特論 II	1 後		2		○		
小計 (4 科目)		—	0	8	0	—			
特別演習・特別研究科目	食料産業学特別演習 I	1 前	2				○		
	食料産業学特別演習 II	1 後	2				○		
	食料産業学特別演習 III	2 前	2				○		
	食料産業学特別演習 IV	2 後	2				○		
	食料産業学特別研究	2 通	8				○		
	小計 (5 科目)	—	16	0	0	—			
合計 (23 科目)		—	20	32	0	—			
修了要件		「共通科目」必修科目 4 単位及び「特別演習・特別研究科目」必修科目 16 単位を修得し、且つ「専門科目」より 10 単位以上を修得の上、合計 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること。							

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・ 実習
共通演習科目	食料産業学研究法	1 通	2				○	
	小計 (1 科目)	—	2	0	0	—		
選択演習科目	アグリサイエンス演習Ⅰ	1 前		2			○	
	アグリサイエンス演習Ⅱ	1 後		2			○	
	フードサイエンス演習Ⅰ	1 前		2			○	
	フードサイエンス演習Ⅱ	1 後		2			○	
	事業システム演習Ⅰ	1 前		2			○	
	事業システム演習Ⅱ	1 後		2			○	
	小計 (6 科目)	—	0	12	0	—		
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ	1 通	4				○	
	食料産業学特殊研究Ⅱ	2 通	4				○	
	食料産業学特殊研究Ⅲ	3 通	4				○	
	小計 (3 科目)	—	12	0	0	—		
合計 (10 科目)		—	14	12	0	—		
修了要件	<p>「共通演習科目」必修科目 2 単位及び「研究指導科目」必修科目 12 単位を修得し、且つ「選択演習科目」より 4 単位以上を修得の上、合計 18 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格すること。</p>							

別表3（第44条関係）

入学金、授業料及び施設設備金

食料産業学研究科 食料産業学専攻 修士課程

項目		金額
入学検定料		25,000円
1年次	入学金	200,000円
	授業料	800,000円
	施設設備金	100,000円
	合計	1,100,000円
2年次	授業料	800,000円
	施設設備金	100,000円
	合計	900,000円

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

項目		金額
入学検定料		25,000円
1年次	入学金	200,000円
	授業料	700,000円
	施設設備金	100,000円
	合計	1,000,000円
2年次	授業料	700,000円
	施設設備金	100,000円
	合計	800,000円
3年次	授業料	700,000円
	施設設備金	100,000円
	合計	800,000円

新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）に置く研究科教授会の組織、運営等について定める。

(設置)

第2条 大学院学則第9条の規定に基づき、本大学院に研究科教授会を置く。

(構成)

第3条 研究科教授会は、大学院学則第9条第2項の規定に基づき構成する。

(審議事項)

第4条 研究科教授会は、大学院学則第10条に定める次の事項について、学長が決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事
- (2) 学位の授与に関する事
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 教育・研究の基本方針に関する事
- (5) 教育課程及び履修方針に関する事
- (6) 学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関する事
- (7) 授業科目の編成、担当及び試験に関する事

2 研究科教授会は、大学院学則第10条第1項に基づき、前項各号に掲げるもののほか、学長、研究科長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議する。

3 研究科教授会は、大学院学則第10条第3項に基づき、前2項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるができる。

(議長及び会の開催)

第5条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、研究科教授会を主宰する。
- 3 研究科教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に会議を招集することができる。
- 4 研究科教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、議長は研究科教授会を招集しなければならない。

(会議の成立要件)

第6条 研究科教授会は、構成員（授業中、止むを得ない理由による学生指導中、海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代議員会)

第7条 研究科教授会は、研究科教授会に属する一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 前項の代議員会の組織運営については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定める。

(委任)

第8条 研究科教授会は、次に掲げる審議事項について、代議員会に委任することができる。

(1) 学生の入学、修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 学位論文の審査に関する事項

2 その他代議員会に委任することができる審議事項については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定めることができる。

3 研究科教授会は、代議員会に対してその審議結果等の報告を求めるものとする。

(議事の議決)

第9条 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 研究科教授会は、代議員会の議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。

(委員会の設置)

第10条 研究科教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の組織運営については、研究科教授会の議を経て学長が定める。

(構成員以外の出席)

第11条 議長は、必要があるときは研究科教授会の決定により研究科教授会に加える者以外の者を出席させ、報告又は意見を求めることができる。

(議事の記録)

第12条 研究科教授会の議事の要旨を記録して、次回の定例研究科教授会で確認を得るものとする。

(庶務)

第13条 研究科教授会に関する事務並びに議事要旨の作成及び保管は、議長の指示に基づき、事務局総務部が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、研究科教授会に諮り、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条及び第8条の2の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）が設置する大学院総務会について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 大学院総務会は、大学院学則第8条の2に掲げる、次の本大学院全般に係わる重要事項について審議する。

- (1) 教育研究環境の整備に関すること
- (2) 大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関すること
- (3) 教育職員人事に関すること
- (4) 学生の定員に関すること
- (5) 学生の生活、身分に関すること
- (6) 理事会が諮問する事項に関すること
- (7) 学長または研究科長が諮問する事項に関すること
- (8) 教育研究に関すること
- (9) その他大学院の運営に関すること

2 その他必要な事項は、別に定める。

(委員会設置)

第3条 大学院総務会は、必要に応じて個別の議案を審議させるための専門委員会（以下「委員会」という）を置くことができる。

- 2 委員会における審議結果は大学院総務会に報告し、学長の承認を経なければならない。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

(議長)

第4条 大学院総務会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学院総務会を主宰する。

(開催)

第5条 大学院総務会は、原則として、毎月1回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じて臨時に大学院総務会を開催することができる。

(議案の提出)

第6条 議案は、議長が提出する。

2 前項の規定にかかわらず、当該大学院総務会構成員は、その3分の1以上の連署をもって議案を提出することができる。

(議事)

第7条 大学院総務会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、議題ごとに当該議決権を有する者の3分の2以上の出席がなければ議事を行うことができない。

2 大学院総務会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 大学院総務会は、必要に応じて構成員以外の者を大学院総務会に出席させ、意見を聴くことができる。

(審議事項の報告)

第9条 第2条の規定に基づき審議された事項のうち、大学院の円滑な運営を図るために研究科教授会への報告が必要とされる事項については、議長を通じて研究科教授会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 大学院総務会の庶務は、事務局総務部が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(運営の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院総務会の運営について必要な事項は、大学院総務会の議を経て議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。